

～今年6月26日の実務研修会でご講演頂いた内容を数カ月にわたり掲載させていただきます～

第41回宗教法人実務担当者研修会

「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」について(1)

弁護士 別城 信太郎

天理教の顧問を長く務めさせていただいております、弁護士の別城と申します。本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

この第41回の宗教法人実務担当者研修会にお呼びいただき、且つ、話をする機会を与えられましたことに対し、御礼を申し上げます。法人課の清水課長からは今回は参加者が例年より多くて、これは『法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律』についての関心が高いためではないかという、事前のプレッシャーもかけられております。その責任を何とか果たせればと思っているところです。

まずこの『法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律』が、どのような章立て及び条文で構成されており、中でも特徴的な条文についてどういう解釈がなされているのかという点について解説させていただきます。その上で、天理教の非包括法人である各教会の教会長兼代表役員の皆様方、あるいは教区の担当者の皆様方が、この法律にどう向き合えばよいのかという点について、私の思うところをお話させていただきます。質疑応答も入れまして、60分程度お付き合いください。

法律の正式名称は『法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律』と、長ったらしい名称の法律ですが、世間では当初、この法律を『被害者救済法』というような略称で呼んでおりました。

この法律の内容に照らしてみると、『被害者救済法』というネーミングが適切なのかという疑問があったところ、今日では『不当寄附勧誘防止法』という略称が一般的になっています。そこで、以下の私の話の中でも、『不当寄附勧誘防止法』という略称を使わせていただきます。

最初に、この法律が出来る制定経緯について、皆さんもすでに新聞等でよくご存知のところだとは思いますが、少し振り返っておきます。

昨年7月8日、この奈良の地において、安倍元総理大臣が山上被告人に射撃暗殺されるという事件に端を発しまして、今まで色々とくすぶっておりました統一教会の問題が一挙に噴き出すということになりました。具体的には靈感・悪徳商法、それから高額な献金、政治家との癒着、宗教2世問題などで、宗教法人法上の法人格を持つ団体である統一教会の問題が一に社会問題として注目されたのです。当初『被害者救済法』と呼ばれたこの法律は、根底には統一教会の被害者救済をその目的としていることは間違いありませんが、結果的には、対象を統一教会に限定しているわけではなく、宗教法人に限定しているわけでもなく、宗教法人も含めて学校法人、NPO法人、さらには法人格のない権利能力なき社団にまで対象が及んでおり、その法人等に対して個人が寄附した場合に適用される法律という形で生まれておりません。

法律という形で生まれております。

権利能力なき社団とは、法人格はないが団体としての組織性を有し、多数決の原理により運営され、構成員の変更にも拘わらず組織が存続し、規約等で代表の選出、総会の運営、財産管理等が決まっているものを行い、天理教の少年会や婦人会は、その権利能力なき社団に該当するため、この法律が適用されるということになります。

少し脱線しますが、この法律が審議された国会の特別委員会の議事録などを見てみますと、野党の方が次のような前置きをして質問を行っています。「政府与党がここまで大幅にかつ迅速に我々野党側の要求を譲歩されたということは、長年にわたって統一教会とズブズブの関係を築き上げていらっしゃる議員を多数抱えておられる自民党さんの状況を考えたとき、よくぞここまで運んで下さったと感嘆せざるを得ません」と。額面通り受け取っていいのか、皮肉なのかよく分かりませんが、特別委員会ではこういう発言もありましたので紹介させていただく次第です。

第2「寄附」とは何か

次に、この法律の対象となる「寄附」が何を指すのかですが、お手元のレジュメ1頁の中ほどに、対象とする「寄附」とは何かを規定した第2条の条文を記載しています。

統一教会は過去に宗教法人以外にも様々な組織を抱えていて、個人の寄附先が統一教会ではないこともありましたが、そういう場合も射程に置くという意味でこの第1項の口という規定がございます。

それから第2項に『個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為』との規定が置かれています。

宗教団体に対する寄附というものは、契約ではないこの第2項に定める単独行為というのが多いのではないかとされています。例えば「私が亡くなった時は、この土地あるいはこのお金を天理教〇〇分教会に遺贈します」というのは、これは典型的な単独行為であり、『消費者契約法』では対象にならない行為です。この対象にならない行為を『不当寄附勧誘防止法』の第2条第2項で取り込んでいるということです。奉斎箱に100万円お供えするという行為も契約ではなくて、おそらく単独行為ということになります。

『消費者契約法』と今回の法律というのは重なっている部分もありますが、『消費者契約法』ではカバーできない部分を、この『不当寄附勧誘防止法』でカバーするという建てつけになっています。『消費者契約法』も今年の6月1日に改正が施行されて、今日お話ししている法律と歩調を合わせるような文言等に変わっています。その箇所については後で紹介いたします。

この法律において「寄附」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 個人と法人等との間で締結される次に掲げる契約
- イ 当該個人が当該法人等に対し無償で財産に関する権利を移転することを内容とする契約
- ロ 当該個人が当該法人等に対し当該法人等以外の第三者に無償で当該個人の財産に関する権利を移転することを委託することを内容とする契約
- 二 個人が法人等に対し無償で財産上の利益を供与する単独行為

第3『不当寄附勧誘防止法』の概要

それでは、今からこの『不当寄附勧誘防止法』の概要を説明した上で、細かい話に入っていきたいと思います。

『不当寄附勧誘防止法』においては、第1に、配慮義務(3条)、禁止行為(4条)、および借り入れ等による資金調達を要求してはならないこと(5条)についての規定が置かれています。

第2に、配慮義務や禁止行為に反した場合、行政が乗り出してきて、勧告や公表といったような行政上の措置等を行い(6条、7条)、それでも従わないときや行政に虚偽の報告をすれば、罰則を適用する(16～18条)という定めになっています。第3に、不当な勧誘により困惑して寄附を行った場合、その意思表示の取消しが出来ると規定されています(8～9条)。『消費者契約法』にも取消権というものが設けられていますが、先ほど説明しましたように『消費者契約法』ではカバーできない部分について、この法律で取消権の行使を認めるという形です。

また施行日ですが、本来的には3段階に分けて順番に施行されていますが、今日の時点(6月26日)で申し上げますと、全部の規定が施行されています。

なお、扶養義務等に係る定期金債権について、確定期限の到来していない部分を保全するための債権者代位権の行使についての規定(10条)は、また後で少し詳しく触れさせていただきます。

第4 配慮義務について

それでは、先ほどご紹介した配慮義務に話を進めて参ります。この新法の第3条には、①判断困難の防止、②生活困難の防止、③使途誤認の防止の3つの配慮義務が規定されており、天理教の教会としては、特に使途誤認の防止を定める第3号が関係してくると思いますので、この点は、天理教

関係者の皆様がこの法律にどう向き合えばよいのかをお話しする時に触れさせてもらいます。

ところで、後で禁止規定についてもお話ししますが、その禁止規定というのは法人等がどのような行為をしてはならないのかということを端的に定めています。それに対して、この配慮義務規定は、バクッとした包括的な定めとなっています。

審議された時の政府の答弁を見てみますと、この配慮義務は多くは寄附する側、つまり個人の方の気持ち等を問題として規定しているものであって、法人等の行為を基本的に規定しているものではないということです。また、野党側は「配慮義務も禁止行為として掲げるべきだ」と主張したようですが、それに関して政府は「禁止行為にするのであれば、こんな包括的な規定ではなく、具体的な行為として定めなければならない」と答弁しています。

要するに、自動車運転を例に挙げると、「自動車の運転を安全にしなければならない」という条文では、禁止行為を定め、禁止規定を設けたことにはならないということです。禁止規定である以上、「この道路の制限速度は〇〇kmで、これを超えてはならない」とか、あるいは「走行中は前方を注視しなさい」といった個々の具体的な定めを置かなければならないからです。

政府の答弁によりますと「配慮義務として定まったものを個々の具体的な規定に落とし込んでいくことは無理である」こと、また「禁止規定にするのではなく、配慮義務に留めた方が柔軟に解釈できる」という2点を挙げて、「禁止規定に持っていくわけにはいかず、配慮義務という形で定めておくべき」と説明しています。この配慮義務は罰則の対象になっておらず、当初の政府案でも勧告や公表といった対象にもなっていませんでした。ただ、衆議院での審議の際に、行政の勧告や公表の対象に加えられています。

どういふ場合に勧告等がなされるのかということですが、配慮義務の遵守に係る勧告等を定める第6条第1項には、①勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていることが明らかに認められることと、②同様の支障が生じるおそれが著しいと認められることの2つの要件が規定されています。

そして第2項は、前項の規定による勧告をした場合に、その勧告を受けた法人が、これに従わないときはその旨を公表すること、第3項では、必要な報告を求めることができるということが定められています。

配慮義務に違反した場合の具体的な勧告の内容について国会などの答弁をしてみると、「特定の個人からの寄附が始まったことによつて、家族の生活レベルが著しく低

下してしまい、学費や食費にも事欠くような状態に陥っている」ようなケースでは、先ほどの要件を満たすことになり、「改めて寄附者に意向を確認して生活の維持に支障が生じる事態になっていないか確認しなさい」といふ勧告を当該法人に対して出すことが考えられると説明しています。

勧告の内容は、抽象的なものではなく、具体的な内容で発出されることが前提となっているわけだ。そして勧告に従わなかったら即公表というわけではなく、条文上では『公表することができる』となっており、行政が悪質性の程度、個人の対する侵害の程度、また将来繰り返される恐れの有無等、様々なことを行政が総合的に勘案して決めるという建てつけだ。

続く

【配慮義務】

第3条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。

- 一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすること。 【判断困難の防止】
- 二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治29年法律第89号）第877条から第880条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第5条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。 【生活困難の防止】
- 三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。 【用途誤認の防止】

教区主催宗教法人実務研修会の開催状況（令和3年より）

鹿児島、福岡、鳥取、岡山、東京、埼玉、千葉、福島、徳島、長崎 計10教区

受講人数 延べ390名

研修内容「宗教法人の基礎」「備付・提出書類」「最近の行政の動き」等

開催を検討している教区は内容や日時などお気軽にご相談下さい。

法律専門相談室のご案内

毎月25日午後2時～ 場所：教庁

弁護士 別城信太郎 先生 山浦 美卯 先生

完全予約制です。相談を希望される際は、事前に当課までご連絡ください。

外線直通 0743-63-2157 （担当：原田）

内線電話 5208, 5209

FAX 番号 0732-63-3804